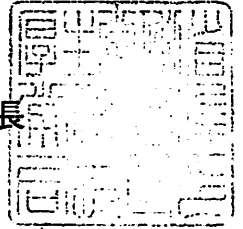


基発0727第4号

平成24年7月27日

国土交通省自動車局長 殿

厚生労働省労働基準局長



貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、貨物自動車運送事業の荷役災害が増加していることを踏まえ、下記内容について、貴省所管事業の関係団体である公益社団法人全日本トラック協会（以下「トラック協会」という。）をご指導くださるようお願いいたします。

#### 記

貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害の防止については、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進について、トラック協会を含め関係業界団体へ協力を要請しているところです。

このような中で、貨物自動車運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

貨物自動車運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

このような災害を防止するためには、貨物自動車運送事業者と荷主の事業場が連携して、安全衛生協議組織の設置や安全パトロールの実施、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等に取り組む必要があります。

こうしたことを踏まえ、貴省所管事業の関係団体であるトラック協会に対しまして、会員事業者には荷役災害防止通達の徹底についてご指導をお願いするものです。